

平成30年8月22日

事件関係書類等の謄写のため、乾式複写機を設置、運用する業務を行う者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

奈良地方裁判所長 小 西 義 博

奈良地方裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、事件関係書類等の謄写のため、乾式複写機を設置、運用する業務を行う方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

奈良地方裁判所庁舎等における建物の一部の使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

奈良地方裁判所庁舎等に、乾式複写機を設置して、事件記録等の謄写の用に供するために、建物の一部の使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする方（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 奈良市登大路町35番地

奈良地方・家庭・簡易裁判所庁舎

1階謄写室及び1階物件明細閲覧室

(2) 奈良県大和高田市大字大中101-4

奈良地方・家庭裁判所葛城支部、葛城簡易裁判所庁舎

2 階物件明細閲覧室及び3 階謄写室

(3) 奈良県五條市新町3－3－1

奈良地方・家庭裁判所五條支部，五條簡易裁判所庁舎

1 階事務室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとしているとき。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置、運用する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

6 企画提案書の作成及び提出にかかる事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年8月22日（水）から8月28日（火）までの午前9時30分から午後4時30分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

奈良地方裁判所事務局会計課管理係

奈良市登大路町35番地 電話0742（88）2614（西村）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年8月30日（木）から9月5日（水）までの午前9時30分から午後4時30分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記6の企画提案募集要領交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数

8部

7 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問等は，次のとおり提出期限まで，書面により受け付けるので，提出場所に持参する。ただし，手続及び企画提案書の形式についての質問は，前記 6 の企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式

日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限

平成 30 年 8 月 24 日（金）午後 4 時 30 分まで

ウ 提出場所

前記 6 の企画提案募集要領交付場所と同じ

- (2) 回答書は，次の交付日時に交付場所において交付する（郵送又は電送による回答は行わない。）。

ア 交付日時

平成 30 年 8 月 29 日（水）午後 4 時から

イ 交付場所

前記 6 の企画提案募集要領交付場所と同じ

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記 6 の定めに適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照されたい。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。